

不登校対応の現状と課題について

令和4年7月15日

いじめ・不登校総合対策センター

<現状>

本県における小・中学校の不登校児童生徒数は全国と同様に増加傾向にある。その要因・背景として、社会全体の学校復帰に対する意識が変わってきていることも考えられるが、個別の聞き取りの中から、学習活動を含めた学校生活のしんどさや人とのコミュニケーションの苦手さを感じている児童生徒が一定数あることがわかった。

また、文部科学省「令和2年度不登校児童生徒の実態調査結果」によると、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ」は、「先生のこと」(小学生30%、中学生28%)、「身体の不調」(小学生27%、中学生33%)、「生活リズムの乱れ」(小学生26%、中学生26%)、「友だちのこと」(小学生25%、中学生26%)など、そのきっかけは多岐にわたっている。

<これまでの取組>

問題行動や不登校等の実態把握のための全学校調査を行い、課題の把握と必要な支援について検討するとともに、適切な支援につなげられるよう各種ガイドブック等を作成して、教職員対象に研修を行ったり、スクールカウンセラー等専門職員を配置するなどして、学校や市町村教育委員会の取組を支援したりしている。また、校内サポート教室の設置やICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習支援などモデル的な事業を行い、成果と課題を把握して校長会等で周知している。

また、県教育支援センター「ハートフルスペース」を県内3か所に設置し、義務教育修了後から20歳くらいまでの引きこもりの心配がある青少年を対象に社会参加・自立に向けて支援を行っている。

<課題>

- 不登校の未然防止としての魅力ある学校・学級づくりに向けた組織的な取組を県、市町村、学校が連携して進めていく必要がある。
- 不登校となった児童生徒の居場所づくりや学びの継続など、個々に応じた支援を充実させる必要がある。
- 不登校児童生徒の要因・背景の見立てや児童生徒理解に基づいた適切な支援を早期に行うことの重要性について教職員の意識を高めていく必要がある。
- 家庭・保護者の困り感や児童生徒が抱える課題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援の更なる充実を図る必要がある。

児童生徒の状況		居場所・学びの場所 学びの方法	実施 主体	学びの姿や支援内容等
学校に通っている	①登校や教室での学びに苦しさを感じているがクラスで過ごしている	通常学級・特別支援学級	市町村	・学級担任等が、学級内で座席の工夫や声掛け等による支援を行う
	②学校には登校できるが教室に入れない(集団にしんどさがあるなど)	相談室・保健室 校内サポート教室(県事業) <県内5中学校(令和4年度)> 【資料1】	市町村 県 市町村	・児童生徒が、自習や担任から与えられた課題を行う(クールダウンや休息等も含む) ・個々の生徒のペースで学校生活を送れるよう支援員が、困り感や特徴に応じた支援を行う ※学習支援、教育相談、保護者相談 ※特別非常勤講師等による体験活動 ※オンラインによる遠隔授業
学校に通っていない	③自宅を出られるが登校できない(集団にしんどさがあるなど)	教育支援センター <市町村設置:県内11か所>	市町村	・児童生徒が、個々のペースで自習、少人数の友達と関わりながら学ぶ ※出席扱いが認められる
		フリースクール <民間施設:県が補助金を交付している施設は県内4か所>	民間	・施設の指導員等が、学習支援を中心に行う ※出席扱いとなる場合もある(補助金交付対象の施設の場合)
	④自宅を出ることができない	自宅学習支援事業(県事業) <小・中・高校生 30人枠(令和4年度)> 【資料2】	県	・自宅学習支援員が、オンライン学習教材を使って学習支援や心的サポートを行う(オンラインでのメッセージや家庭訪問等) ※出席扱いとなる場合もある

校内サポート教室（R2年度にモデル事業として開始）

1 実施状況（令和3年度実績）

- (1) 配置学校数 5 中学校（東・西部に各 2 校、中部に 1 校）
- (2) 支援目標
 - ・学校に安心できる居場所ができ、学習の機会が増える（主体的な学び及び学力向上）
 - ・本人の目的に関する自発的・自主的な言動が増える（自己肯定感を高める）
- (3) 支援内容
 - ・教員免許を有した支援員がサポート教室を運営し、生徒への支援を行う。
 - ・通室しやすいよう施設環境を整える。
- (4) 支援方法
 - ・個々の生徒のペースで学校生活が送れるよう支援員が、困り感や特徴に応じた支援（学習支援、教育相談、保護者相談、特別非常勤講師等による体験活動）を行う

2 成果等

- (1) 成果
 - ①通室生徒への効果～利用生徒からの感想より～
 - ・前年度ほぼ全欠席であった生徒が、心を落ち着けて過ごすことができる場所が学校にあるということもあり、短時間の日もあるが、ほぼ毎日登校できるようになり、表情が穏やかになった。
 - ・小学校時は放課後登校で、担任との関わりのみであったが、中学校で校内サポート教室があるということで日中に通室できるようになった、同室の生徒との関わりや複数の教員と関わるができるようになり社会性が少しずつでてきた。
 - ・「今までとは違い、学校に行きたくないと思う日でもサポート教室に行くとはんわかして楽な気持ちになり、次の日も行こうとなる。」と継続通室の理由を語ってくれた。
 - ・サポート教室に通いながら、教室で授業を受けることもできるようになったり、教室の授業をサポート教室でもリモート通信で受けられるようになったりしてうれしかった。
 - ・今までは勉強することや登校することが「苦」であったが、それが感じられなくなった。
 - ・本音や自分の気持ちを話せる人（同じ通室生や支援員の先生）、場所があるから登校することができた。
 - ②学校全体への効果(学校支援体制の改善)
 - ・他の教職員に、生徒が抱える課題や背景への理解が進んだり、声かけ等の重要性が浸透したりして、通室生徒に関わる時間が増加し、全教職員で生徒を見守ろうとする体制構築へと繋がった。
- (2) 考察
 - ①教員免許を有する支援員が、サポート教室にいつも一緒にいる安心感により、通室生徒との信頼関係を構築し、少しずつの学力向上と自信回復に繋がっていると考えられる。
 - ②気分が乗らないときや学校に行くのが嫌な時などでも、サポート教室が「何かを期待できる場」「何かを改善してくれる場」と思って通室する生徒に対して、支援員が「頑張っているのはあなたの方だよ。すごいよ。」と通室生の頑張った過程について評価することで、自己肯定感の高まりにつながっており、さらなる前向きな変容にもつながっていることが考えられる。
 - ③配置校の教員が、支援員と職員室や支援会議の場などで会話したりや取組内容について確認したりするなかで通室生徒への関わり方にも変化が表れ、決まった大人だけの関わりだけではなく、組織で通室生一人一人と関わっている雰囲気が高まることは通室生の安心にもつながり、より通室による成果が表れていると考えられる。
 - ④組織による不登校児童生徒へのアセスメント力は配置していない学校教職員と比較して高まりが感じられる。個々の支援ニーズの選択を組織的に行うことは、通室生の担任や関わっている教員以外にも研修的な役割として作用していると考えられる。

3 今後の本事業のあり方

- (1) 不登校支援の充実を図るため、本事業において、不登校児童生徒の背景要因に応じたきめ細かな支援、児童生徒理解に基づいた校内支援体制づくりの実績を積み上げる。
- (2) 中学校における校内サポート教室の設置が促進するように、本事業における好事例や事業活用している自治体の戦略的なねらい等について情報発信する。

不登校生徒等への自宅学習支援事業 (R元.9月開始)

1 実施状況

- (1) 利用者数 令和3年度実績：38名（小学生6名、中学生23名、高校生年代9名）
令和2年度実績：34名（中学生27名、高校生年代7名）
令和元年度実績：22名（小学生1名、中学生16名、高校生年代5名）
- (2) 支援目標
- ・本人の学習の機会が増える（主体的な学び及び学力向上）
 - ・本人の目的に関する自発的・自主的な言動が増える（自己肯定感を高める）
- (3) 支援内容
- ・eラーニング教材「すらら」による学習支援及び学習状況の管理
 - ・子育てに困り感や悩みを持つ保護者に対する心理的援助及び子育て支援
- (4) 支援方法
- ・県内3か所に配置した自宅学習支援員が、本人及び保護者を支援
 - ・「遠隔での自宅学習支援員とのつながり」や「無理をさせない学習機会」の提案を切れ目なく継続
 - ・本人の思いや考え及び活動状況を把握しながら、学習に集中して取り組めるように環境調整

2 成果等 (令和3年度実施～本人・保護者アンケートより～)

(1) 成果

- ①子どもの意識の変化が見られた。
- ・自宅学習支援員との対面が多くの利用者で実現し、「支援員とのかかわりで安心できた」、「支援員と面談や話ができてよかった」と評価した。
 - ・自宅学習支援員の関わりによって、多くの利用者が「自分なりに少しがんばれた」、「学習に対する不安が少し減った」と評価した。
- ②学習の機会が拡大してきた。
- ・利用者の約7割が『すらら』を使って勉強ができてよかった」と感じ、自宅学習の習慣が確立した。
 - ・利用者のうち、再登校や学校内相談室等での居場所が確立した児童生徒があった。
- ③保護者のストレス軽減へと繋がった。
- ・自宅学習支援員との面談（月1回）で、悩みや不安を話すことができた。
 - ・子どもの動きを引き出す具体的な言葉かけなどを、自宅学習支援員から助言を受けた。

(2) 考察

- ①自宅学習支援員の役割は、「学習支援」に加え、「心理的な援助」と「本人の生活の質を高める活動支援」の3点が挙げられる。不登校状態にある本人、保護者の不登校に係る悩みや不安に対し安心感を高める心理的援助を行い、本人が「少しだけがんばれた」「不安が少し減った」と感じられる活動を支援計画にそって援助していくことで、本人の自信は回復し活動性が高まることが期待できる。
- ②「学校に行けない」という時間の中で、本人は何を感じ、何を考え、何をしようとしているのかという本人の葛藤に着目し、ありのままを受け止めながら「今」の頑張りに気付き、称賛していく支援が重要であることが明らかになった。本人、保護者が置かれている立場や見ている景色を想像したり理解したりする周囲の支援者の力量は、不登校生徒等への支援において不可欠であると考えられる。

3 今後の本事業による生徒等への支援のあり方

- (1) 利用者へeラーニング教材「すらら」が合わない場合を想定して、自宅学習支援員の支援方法や環境調整の仕方を検討する。
- (2) 本人の心理面・体調面に配慮しながら、活動に対する「安心感」を高めたり、本人の心と体の健康状態に合わせて少しずつ学習機会を提案したりする。
- (3) 系統的で連続性のある学習にするための学習計画や学習実績を反映した学習評価の実施などを試行的に進める。

「学校の魅力アップ事業」について（令和4年度新規事業）

1 趣旨・背景

不登校、いじめ問題、暴力行為など、学校内で起こる様々な教育的課題の背景においては、子どもたちの置かれている環境や抱えている課題等が様々であり、個別具体的な支援が必要である。

そのような中、学校は市町村教育委員会と連携し対応しているところだが、解決困難なケースも増えてきている。さらには近年の鳥取県における小・中学校の不登校出現率、暴力行為等が全国平均より高い状況であり、喫緊の課題として、これらの教育的課題改善に向けた取組を進めていく必要がある。

2 事業の概要

県教育委員会と市町村教育委員会が協働しながら、個々の学校における課題や支援に係る共通した内容について協議し、事案の分析と解決につながるアセスメント等の方法を検討し、学校に対してより具体的な支援へつなげる。さらには、学校が抱える重点課題の改善を図るとともに、教職員一人一人のスキルの向上と学校組織による支援体制の更なる充実を目指す。

3 事業内容

(1) 「いじめ・不登校等対策連携会議」の開催

県教育委員会と市町村教育委員会の担当者が出席して、不登校やいじめ問題、暴力行為等、学校が抱える諸課題の解決を図るための取組を、国の「不登校に関する調査研究協力者会議」の座長でもある野田正人特任教授（立命館大学大学院人間科学研究科）をスーパーバイザーとして招聘し、事案の分析と解決策等の検討を行う。（年4回）

(2) 学校への指導助言等

市町村教育委員会は個別の重点課題を設定し、様々な教育的課題の改善に取り組む学校（以下「課題に取り組む学校」という。）を指定し、県の助言等を含めて学校と「学校の魅力アップ年間活動計画」を定める。県と市町村教育委員会は協働し、訪問等をしなが課題に取り組む学校の支援を行う。

また課題に取り組む学校へアドバイザー（以下「市町村アドバイザー」という。）を選定、招聘し、教職員を対象とした研修を設ける。

(3) 事業成果の分析等

年度末に、県が市町村教育委員会と、課題に取り組む学校の教育的課題改善への成果及び子どもたちの変容、学校教職員の変容等についてヒアリングをする会を持つ。

4 県教育委員会と市町村教育委員会の役割

本事業は、県教育委員会と市町村教育委員会が協働して課題に取り組む学校の助言・支援にあたりるとともに、次の役割分担により事業運営を図る。

○県教育委員会

- ・事業総括
- ・講師派遣の手続き及び市町村アドバイザー招聘に要する経費の負担
- ・課題に取り組む学校への助言等
- ・連携会議の開催
- ・活動等のまとめ

○市町村教育委員会

- ・連携会議への参加
- ・課題に取り組む学校への指導・助言
- ・年間計画の提出（学校→市町村教育委員会⇒所管教育局（県教育委員会））
- ・市町村アドバイザー招聘に係る文書の提出（学校→市町村教育委員会⇒所管教育局（県教育委員会））

〔その他の県教育委員会の支援事業について〕

■ 学校生活適応支援員の配置

- ・ 不登校の未然防止や早期発見、早期支援の取組を推進するため、不登校をはじめとする生徒指導上の諸課題が心配される公立小学校 18 校に学校生活適応支援員を配置する。令和 4 年度から週 12 時間から週 17 時間に配置時間を拡充。

■ SC の配置

- ・ 不登校や問題行動等の対応の充実を図るため全中学校区に SC を配置し、校区内の小学校も対応する。(令和 2 年度から、教員と SC の協働による心理教育の授業づくりの取組に着手している。)

■ SSW の人材育成

- ・ SSW を配置する市町村に助成するとともに、県立学校に SSW を配置する。
- ・ SSW の新規配置や配置拡充を求める市町村のニーズに対応できるよう、活用に必要な社会福祉の知識や技能等を有する人材を育成する。

■ 教職員・保護者のための不登校相談窓口の設置 (令和 2 年 2 月から)

■ 「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」の周知 (R2.8 月通知)

- ・ 本ガイドブックの内容に基づく取組が各学校において行われるようにするため、学校訪問型研修や連絡協議会等で活用し、周知を進める。

■ 「教職員のための不登校支援リーフレット」の周知 (令和 3 年 3 月から)

- ・ 教職員が一目で分かるようにするため、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」のダイジェスト版を作成するとともに、県内の学校の先進的な取組例を紹介する。

■ 教職員研修用動画資料の配信 (令和 3 年 4 月から)

- ・ いじめ問題への対応や不登校支援、児童虐待への対応について研修用動画を作成し、校内研修等で活用できるよう配信する。

■ 各種研修会等の実施

- ・ 保護者及び支援者を対象とした「子どもの育ちを支えるセミナー」を開催する。
- ・ 教育支援センター及びフリースクールとの合同連絡会を開催し、研修を通して相談者の支援及び活動の充実や関係機関との連携を図る。

■ 鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会の開催

- ・ 令和 2 年度から「鳥取県不登校の親の会ネットワーク」や「フリースクール協議会」の代表者を委員に加え、不登校支援に係る関係機関等との連携を図る。

■ 教育相談事業

- ・ 電話・来所・訪問・メール等による教育相談、専門指導員による幼児及びその保護者への相談・個別支援、専門医による教育相談会を実施し、子どもや保護者等の支援を行う。

令和4年7月15日
子育て王国課

令和3年7月に実施した鳥取県青少年育成意識調査では、家庭・家族、学校生活、心の状態などに対する青少年の意識や取り巻く環境について調査を実施した。

結果から見えてきた課題について、対策を講じる必要がある。

- 【課題】 1 SNS等に起因するトラブル(自画撮り)による被害の発生
2 自死、いじめなど児童生徒が抱える課題

1 SNS等に起因するトラブル(自画撮り)による被害の発生

(1) 調査結果

自画撮りに係る被害が発生しており、表面化していない事案も数多くあると思われる。

- ・「誰かに下着姿や裸の写真等の画像を求めたことがあるか」
⇒「該当がある(加害経験)」 中学2年0.7%(3人)、高校2年1.2%(5人)
- ・「下着姿や裸の写真等の画像を人から求められたことがあるか」
⇒「該当がある(被害経験)」 中学2年1.9%(8人)、高校2年2.7%(11人)

(2) 背景・取組等

令和2年度に鳥取県青少年健全育成条例を改正し、自画撮り画像要求行為の禁止規定を設け、啓発資料の学校への配布、啓発パネルの展示、ネットパトロールの実施、相談窓口の周知等を行ってきた。

(3) 対策

日常的なコミュニケーションツールとしてSNSが広く利用されている状況において、判断能力が形成途上の児童生徒を悪意のある者から守るための取組やSNS等の適切な利用に対する効果的な啓発を進めていく必要がある。

[参考] 令和4年4月から民法改正で、成年年齢が18歳に引き下げられ、親などの同意のない契約を取り消す未成年者取消権が使えなくなることから、新たに成年となった18、19歳のアダルトビデオ(AV)出演強要被害の深刻化が懸念されており、AV出演被害防止・救済法が成立した(令和4年6月23日施行)。法律では、映像公表後1年間(法施行後2年間は「2年間」)は無条件の契約解除が可能となるなど、被害防止・救済措置が定められている。

2 自死、いじめなど児童生徒が抱える課題

(1) 調査結果

中学生、高校生の約3割は自死を考えた経験がある。

また、小学生の約5割、中高生の1～2割がいじめの被害経験、小学生の2～3割、中学生の1割、高校生の1割未満がいじめの加害経験がある。

- ・「自死を考えた経験」
⇒「該当がある(時々ある又は1、2度ある)」 中学2年(33.6%)、高校2年(31.7%)
- ・「1年ぐらいの間(小学生は今までに)にいじめられたことがあるか」
⇒「該当がある(ある又は少しある)」
小学2年(49.8%)、小学5年(51.6%)、中学2年(21.6%)、高校2年(12.6%)
- ・「1年ぐらいの間(小学生は今までに)にいじめたことがあるか」
⇒「該当がある(ある又は少しある)」
小学2年(25.3%)、小学5年(39.3%)、中学2年(13.9%)、高校2年(4.9%)

(2) 背景・取組等

児童生徒が置かれている状況はそれぞれ異なり、課題へ対応していくには、学校現場だけではなく、市町村福祉事務所、民生・児童委員、保健・医療機関、警察等との連携が重要となる。

情報共有を進め、それぞれの専門性を生かした支援や児童生徒の発達段階に応じた多面的な支援につなげるため、学校現場と関係機関が連携した相談体制づくり、児童生徒の課題に応じたケース会議の開催、対策の実施などに取り組んできた。

(3) 対策

児童生徒が抱える課題について、関係機関の連携により、効果的な支援につながっている事例を広げていくなど、学校現場と県、市町村が情報共有を進めていく必要がある。

⇒県と市町村の教育・福祉部門が連携して実施している「鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議」などのフレームを活用した情報共有の推進。

<参考>

1 自画撮りに係るこれまでの取組

[知事部局]

- ・自画撮り要求行為禁止、SNSの適正な利用に関する啓発チラシの学校への配布（令和2年度～）
- ・SNSの適正な利用に関するインターネット広告の配信（令和2年度）
- ・鳥取、島根共同テレビスポットコマーシャルによるペアレンタルコントロールに係る広報、県立図書館での啓発展示（令和3年度）
- ・ペアレンタルコントロール巡回パネル展の実施（平成29年度～）、SNSトラブル防止標語の募集（令和2年度）、SNSトラブル防止標語を周知するポスターデザイン・動画の募集（令和3年度～）（青少年育成鳥取県民会議へ委託）

[教育委員会]

- ・電子メディアとの付き合い方について、子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成、学校への配布（鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会へ委託。平成29年度～）
- ・情報モラル等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を実施（平成28年度～）
- ・PTAの研修会等に講師としてケータイ・インターネット教育推進員を派遣し、保護者等にインターネット接続機器の機能制限の仕方について啓発（NPO法人こども未来ネットワークへ委託。平成19年～）
- ・メディアの機能制限について紹介する動画の公開・DVDの貸し出し（令和2年度～）メディアとのより良い付き合い方について啓発する乳幼児期の保護者向けのチラシの作成、幼稚園・保育園等への配布（平成29年度～）（NPO法人こども未来ネットワークへ委託）

[警察本部] (確認中)

- ・情報モラル教育に関する非行防止教室
- ・広報啓発活動
- ・ネットパトロールの実施

2 児童生徒が抱える課題に係るこれまでの取組

- ・鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議（県と市町村の教育・福祉部門が連携して実施）における連絡会議の開催、現場訪問の実施 <県・市町村（教育・福祉部門）>
- ・児童生徒の抱える課題に応じたケース会議の開催（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校以外の関係機関が加わり課題解決に向けた対応を検討） <学校>
- ・教育支援センターハートフルスペースによるカウンセリング、電話相談、訪問支援 <県教育委員会>
- ・相談窓口の設置、運営支援 <チャイルドライン（悩み全般）、ヤングメール（非行・犯罪被害）、いじめ110番（いじめ、ヤングケアラー）>

3 令和3年度鳥取県青少年育成意識調査

青少年等の意識や行動の実態を的確に把握し、青少年の健全育成に係る施策の推進を図るため、概ね5年ごとに実施し、青少年施策の基礎資料としている。

(1) 調査対象

小学2年、小学5年、中学2年、高校2年の児童生徒及びその保護者並びに青年（19歳から29歳までの者）の中から、無作為に抽出した者。

(2) 調査期間

令和3年7月1日から31日まで

(3) 回答者数等

区分	小学2年	小学5年	中学2年	高校2年	保護者	青年	全体
調査客体	471人	458人	435人	420人	1,784人	1,681人	5,249人
回答者数	450人	420人	416人	413人	1,577人	397人	3,673人
回収率	95.5%	91.7%	95.6%	98.3%	88.4%	23.6%	70.0%

(4) 調査内容

家庭・家族、生活、学校生活、心の状態、不良行為・非行、被害の経験、ヤングケアラーの状況、SNS利用の状況等